

## 「福岡マラソン」の商標使用に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「福岡マラソン (図形)」及び「福岡マラソン / FUKUOKA MARATHON」(以下「本件商標」という。)の使用に関し、必要な手続を定めるものとする。

(本件商標の商標出願に係る適用範囲)

第 2 条 本件商標を適用する商標出願に係る指定商品の区分は、別表のとおりとする。

(使用の許可)

第 3 条 本件商標を使用しようとする者は、あらかじめ福岡マラソン実行委員会会長(以下「会長」という。)の許可を受けなければならない。この場合において、許可を受けた事項を変更する場合も同様とする。

2 会長は、前項の規定により許可をする場合においては、条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第 4 条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標の使用を許可しないものとする。

- (1) 大会共催社、および大会協賛スポンサーであっても、契約内容等には該当しない協賛カテゴリー、協賛アイテム以外の商品、サービス(役務)、景品での使用であると認められる場合。
- (2) 商品およびその他パッケージに使用し、それによって申請者が収益を得る場合。
- (3) リース、レンタル、またはサービス等の提供によって申請者が収益を得る場合。
- (4) 企業活動に使用する場合。
- (5) 景品等に使用する場合。
- (6) 広告等(チラシ配布を含む)に使用する場合、特定の個人、団体等の売名に利用される可能性がある場合。
- (7) その他、本件商標の使用が不相当と実行委員会が認める場合。

(使用許可の取消し)

第 5 条 会長は、第3条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱またはこの要綱に基づく基準に違反したとき。
- (2) 使用者が第3条第2項の使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 会長は、使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(個人情報の取扱い)

第 6 条 会長は、本件商標の使用の許可に当たり取得した申請者の個人情報を、適正に取り扱わなければならない。

(使用料)

第 7 条 本件商標の使用料は、無料とする。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第 8 条 使用者は、第3条の許可を受けた事項以外の目的に本件商標を使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 29 日から施行する。